

未登記家屋の 名義変更^{めっしつ}や滅失(取り壊し)などの 届出はお済みですか？

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されます。

年の途中で、登記をしていない家屋の名義変更や滅失（取り壊し）を行われた場合には速やかに税務課固定資産係まで届け出てください。

届出がない場合には、現在の状況が正確に把握できないため、翌年度以降についても登録されている所有者に対して引き続き課税することとなりますので、忘れずに届け出ていただきますようお願いいたします。

また、登記されていない家屋を新たに取得された場合にも申告が必要となりますのでご注意ください。

なお、登記されている家屋の名義変更や滅失については、法務局に対する所有権移転登記や滅失登記に基づき、法務局から町に対して通知されますので届出は不要です。

■提出が必要な届出書類

- ◇未登記家屋の名義に変更があった場合… **「未登記家屋名義変更届出書」**
- ◇未登記家屋を滅失（取壊）した場合…… **「未登記家屋滅失（取り壊し）届出書」**
- ◇未登記家屋を新たに所有した場合……… **「未登記家屋所有申告書」**

（上記の各様式は高森町 HP からダウンロードできます）

※いずれの場合にも届け出る方の印鑑が必要です。

今回のお知らせはご理解いただけましたでしょうか？

今回の件だけではなく、固定資産税全般については難しい部分が多々ございますが、納税者の方々には十分ご承知いただいたうえで公平かつ適切に納税いただきたいと努めております。

ご不明な点がございましたら、どんなことでも構いませんのでご遠慮なく下記担当までご連絡ください。

【担当】 税務課固定資産係 0967-62-1111(内線164)